

# 宇治市公報

宇治市宇治琵琶33  
 発行 宇治市  
 総務・市民協働部  
 総務課  
 電話 22-3141番  
 印刷 宇治市横島町吹前123-4  
 (南山城複写センター)

## 目次

### 告 示

- 告示第92号 電子印の登録……………(地域福祉課) …2
- 告示第93号 電線共同溝を整備すべき道路の指定の変更  
……………(建設総務課) …2

### 公 告

- 公告第44号 (仮称)西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う電気  
工事に係る一般競争入札の中止……………(契約課) …2
- 公告第47号 (仮称)西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う電気  
工事に係る一般競争入札……………(契約課) …2

### 選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第54号 直接請求に必要な選挙人の数……………5

### 監 査 委 員

- 公表第15号 定期監査の結果の報告……………5
- 公表第16号 定期監査の結果の報告……………6

### 農 業 委 員 会

- 公告第9号 農業委員会定例総会の招集……………6

### 公 営 企 業

- 公告第27号 宇治市排水設備指定工事業者の指定……………6

## 告示

## 宇治市告示第92号


電子印の登録について

次のとおり電子印を登録したので、宇治市公印規則（平成7年宇治市規則第6号）第12条第3項の規定により、告示します。

令和5年10月6日

宇治市長 松村 淳子

登録

電子印登録番号	名称	番号	使用区分	使用開始年月日	印影
134	京都府宇治市長之印	9	物価高騰対策給付金の給付システムから出力する支給決定通知書	令和5年8月14日	

## 宇治市告示第93号

電線共同溝を整備すべき道路の指定の変更について

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路の指定を変更したので、同条第4項の規定により次のとおり告示します。

令和5年10月6日

宇治市長 松村 淳子

道路の種類	路線名	新旧別	区間	変更年月日
宇治市道	宇治橋線	旧	（上り線） 宇治妙楽175番地の1から 宇治壱番115番地まで （下り線） 宇治妙楽53番地から 宇治壱番135番地の1まで	令和5年10月6日
		新	（上り線） 宇治妙楽175番地の1から 宇治壱番115番地まで （下り線） 宇治妙楽53番地から 宇治壱番135番地の3まで	

## 公告

## 宇治市公告第44号

（仮称）西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う電気工事に係る一般競争入札の中止について

令和5年9月8日付け宇治市公告第41号で公告した一般競争入札を中止しますので、次のとおり公告します。

令和5年9月20日

宇治市長 松村 淳子

## 1 中止する一般競争入札

（仮称）西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う電気工事に係る一般競争入札

## 2 中止する理由

入札に参加する者がいなかったため

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

（揭示済）

## 宇治市公告第47号

（仮称）西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う電気工事に係る一般競争入札について

（仮称）西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う電気工事について、一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。また、「予定価格等の事後公表試行実施要領」に基づく予定価格等の事後公表の試行工事です。

令和5年9月22日

宇治市長 松村 淳子

## 1 入札に付する事項

- 工事名 （仮称）西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う電気工事
- 工事場所 宇治市伊勢田町遊田7番地の1
- 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

## ○建物概要

- 規模構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造4階建て
- 延床面積 16,187.32㎡

## ○工事概要

新校舎建設に係る電気設備工事

- 校舎等新築工事 一式
- インフラ切替工事 一式

## (4) 工 種 電気工事

## (5) 工事期間 契約日から令和8年2月20日まで 772日間

## (6) その他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

## (1) 共同企業体の要件

- ① 構成員の数は、2者とする。その内訳は、(2)に定める要件を満たす共同企業体の代表者となる構成員（以下「代表者」という。）及び代表者以外の構成員であること。
- ② 自主結成された共同企業体であること。
- ③ 全ての構成員の出資比率が30パーセント以上であること。

## (2) 構成員の資格要件

共同企業体を結成した代表者及び代表者以外の構成員が次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- ② 宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ③ 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- ⑤ 宇治市暴力団排除条例(平成25年宇治市条例第43号)第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- ⑥ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による特定建設業の許可を電気工事業について受けている単体企業であること。
- ⑦ 社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)加入業者であること。
- ⑧ 以下の全ての条件を満たす監理技術者を共同企業体の代表者・構成員ともに工事現場に専任で配置し得ること。
- a) 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- b) 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
- c) 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。
- ⑨ 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。
- a) 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- b) 営業所における専任の技術者以外の者であること。
- ⑩ 「(仮称)西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う建築工事」、「(仮称)西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う機械工事」及び「(仮称)西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う電気工事」に係る2以上の共同企業体の代表者及び構成員でないこと。
- ⑪ 代表者が本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における電気の総合評定値(P)が1300点以上であること。
- なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものではない。
- ⑫ 代表者が構成員の中でより大きな施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員の中で最大であること。
- ⑬ 代表者以外の構成員が宇治市内に本店を有していること。
- ⑭ 代表者以外の構成員が本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な経営事項審査を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における電気の総合評定値(P)が750点以上であること。
- なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものではない。
- ⑮ 代表者以外の構成員が「宇治市競争参加者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。
- (3) 共同企業体の協定方式
- 協定方式の参考として「特定建設工事共同企業体協定書」を示すが、類似の協定方式でもよい。
- (4) 認定資格の有効期限
- 共同企業体の有効期間は、本工事の完成の日後3か月以上経過する日までとする。ただし、落札者以外の者にあつては、本工事に係る契約が締結される日までとする。
- 3 入札参加資格の確認
- (1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。
- 「(仮称)西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う建築工事」、「(仮称)西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う機械工事」及び「(仮称)西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う電気工事」のいずれか1件にしか確認申請することができない。
- (2) 資格確認資料として添付する書類
- 資格確認資料は、次のものとする。
- ① 特定建設工事共同企業体協定書の写し
- ② 委任状の写し
- ③ 建設業の許可を証する書類の写し(代表者及び構成員共に提出すること。)
- ④ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し(代表者及び構成員共に提出すること。)
- (3) 提出部数 1部
- 4 入札参加資格の確認手続
- (1) 確認申請書及び関係書類の配布
- ① 入手方法
- 京都府入札情報公開システム(以下「入札情報公開システム」という。)の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
- ② 配布期間
- 令和5年9月22日 正午から  
令和5年10月11日 午後2時まで
- ③ その他
- 確認申請書等作成説明会は、実施しない。
- (2) 確認申請書の提出
- ① 提出方法等
- ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者(以下「電子入札者」という。)は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。
- なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること(③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)
- ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者(以下「紙入札者」という。)は、③に示す受付期間内(閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に提出書類を持参すること。
- ② 持参し、又は郵送する場合の提出先
- 郵便番号 611-8501  
京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市総務・市民協働部契約課
- ③ 確認申請書及び添付書類の受付期間
- 令和5年9月22日 正午から  
令和5年10月11日 午後2時まで
- (3) 入札参加資格の確認通知
- 確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。
- ① 審査結果は、令和5年10月16日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはFAX等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。
- ② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

- (4) その他
- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
  - ② 提出された確認申請書等は返却しない。
  - ③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
- 5 設計図書の配布
- (1) 入手方法
- 入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。
- (2) 配布期間
- 令和5年9月22日 正午から  
令和5年10月31日 午後2時まで
- 6 設計図書類に関する質疑回答
- (1) 提出方法
- 設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。
- (2) 提出先
- 質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課  
FAX番号：0774-20-8778
- (3) 質疑の受付期間
- 令和5年9月22日 正午から  
令和5年10月17日 正午まで
- (4) 回答
- 回答については、令和5年10月23日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。
- 7 入札期間及び開札の日時
- (1) 入札期間
- 令和5年10月30日 午前9時から午後6時まで  
令和5年10月31日 午前9時から午後2時まで
- (2) 予定価格の公表
- 令和5年10月31日午後2時以降に入札情報公開システムに掲載する。
- (3) 予定価格に関する質疑の受付期間
- 予定価格を公表した時から  
令和5年11月2日 正午まで
- 予定価格に関する質疑に限り受け付ける。提出方法及び提出先は設計図書類に関する質疑と同様とする。
- (4) 回答
- 予定価格に関する質疑の回答については、質疑締切後3日以内（休日等を除く。）に質疑者に対し回答する。
- (5) 開札日時
- 予定価格に関する質疑がない時 令和5年11月6日 午前9時  
予定価格に関する質疑がある時 令和5年11月9日 午前9時
- 8 入札書の提出方法
- (1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。
- (2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。
- なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。
- 9 入札方法等
- 宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。
- 10 入札の無効
- 次の入札は、無効とする。
- (1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。
- なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。
- (2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。
- 11 予定価格
- 予定価格については、入札期間終了後に公表する。
- 12 最低制限価格
- 本件については、最低制限価格を設定しない。
- 低入札価格調査制度を採用する。調査基準価格の算定に当たっては、補正係数（ $\alpha$ 値）は用いない。
- なお、調査基準価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。
- 13 落札者の決定
- 宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。
- 14 入札保証金
- 入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。
- 15 契約
- 本件の契約締結については、仮契約締結後、当該契約議案が宇治市議会の議決を要するものである。当該契約議案の議会の可決を条件に、改めて本契約を締結する。また、本契約については、令和6年1月11日を本契約予定日とし、工期については、令和8年2月20日までとしているが、変更する場合があるため、注意すること。
- 本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。
- 16 契約保証金
- 宇治市工事等競争入札心得による。
- 17 支払条件
- (1) 前払金
- 前払金は、令和5年度に令和5年度及び令和6年度の出来高予定額の合計に100分の40を乗じて計算した金額とする。また、令和7年度に令和7年度の出来高予定額に100分の40を乗じて計算した金額とする。
- (2) 部分払
- 各会計年度の支払限度額の範囲で出来高に応じて支払う。
- 部分払の回数は、1回とする。
- (3) 各年度の支払限度額
- 各年度の支払限度額の比率は、おおむね次のように設定しているが、工事の進捗状況により、変更する場合がある。
- 令和5年度 3パーセント  
令和6年度 4パーセント  
令和7年度 93パーセント
- 18 閲覧

宇治市財務規則(昭和44年宇治市規則第1号)、宇治市公共工事の前払金に関する規則(昭和49年宇治市規則第32号)、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準、低入札価格調査制度に関する要領及び予定価格等の事後公表試行実施要領は閲覧することができる。

19 その他

- (1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など(電子入札実施用)、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。
(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。
(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。
(4) 入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。
(5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準、低入札価格調査制度に関する要領及び予定価格等の事後公表試行実施要領の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課
郵便番号 611-8501
所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地
電話番号 0774-20-8716
FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第54号

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定による直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)に規定する合併協議会設置の請求及び合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に必要な、令和5年9月1日現在の選挙人名簿における選挙人の数を次のとおり定めます。

令和5年9月1日

宇治市選挙管理委員会
委員長 森居 研二

1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

3,050人

2 地方自治法第76条、第80条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

50,821人

3 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の6分の1の数

25,411人

(揭示済)

監査委員

宇治市監査委員公表第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和5年9月15日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

堀 明人

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

都市整備部の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

- 自転車等駐車場使用料収入状況(交通政策課)
自動車駐車場使用料収入状況(交通政策課)
証明手数料収入状況(都市計画課)
手数料収入状況(建築指導課)
宅地開発等協力寄付金収入状況(開発指導課)
冊子等売却等収入状況(都市計画課)
需用費支出状況(開発指導課)
委託料支出状況(都市計画課、交通政策課)
補助金支出状況(建築指導課、交通政策課)

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着目し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、都市整備部都市計画課、開発指導課、建築指導課及び交通政策課における事務事業のうち、主として令和4年4月1日から令和5年2月28日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和5年5月1日から31日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和5年6月27日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、下記のとおり適正であった。今後とも、引き続き適正な事務の執行に努められたい。

記

1 都市計画課

- (1) 証明手数料収入状況について
適正に処理されていた。
(2) 冊子等売却等収入状況について
適正に処理されていた。
(3) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。

2 開発指導課

- (1) 宅地開発等協力寄付金収入状況について
適正に処理されていた。
(2) 需用費支出状況について
適正に処理されていた。

3 建築指導課

- (1) 手数料収入状況について
適正に処理されていた。

(2) 補助金支出状況について  
適正に処理されていた。

4 交通政策課

- (1) 自転車等駐車場使用料収入状況について  
適正に処理されていた。
- (2) 自動車駐車場使用料収入状況について  
適正に処理されていた。
- (3) 委託料支出状況について  
適正に処理されていた。
- (4) 補助金支出状況について  
適正に処理されていた。

(揭示済)

宇治市監査委員公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和5年9月15日

宇治市監査委員

- 池上 哲朗
- 松岡 ゆかり
- 堀 明人

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

公営企業上下水道部の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

- 水道使用料及びメーター使用料収入状況（営業課）
- 委託料支出状況（水道総務課、営業課、工務課、配水課）
- 賃借料支出状況（工務課）
- 修繕費支出状況（営業課）
- 工事請負費支出状況（配水課）

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着目し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、公営企業上下水道部水道総務課、営業課、工務課及び配水課における事務事業のうち、主として令和4年4月1日から令和5年2月28日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和5年6月1日から30日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和5年7月26日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので、改善されたい。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、引き続き適正な事務の執行に努められたい。

記

1 水道総務課

(1) 委託料支出状況について  
適正に処理されていた。

2 営業課・水道総務課

- (1) 水道使用料及びメーター使用料収入状況について  
おおむね適正に処理されていた。
- (2) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

(3) 修繕費支出状況について

量水器取替に伴う修繕業務において支出負担行為の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

3 工務課・水道総務課

- (1) 委託料支出状況について  
適正に処理されていた。
- (2) 賃借料支出状況について  
適正に処理されていた。

4 配水課・水道総務課

- (1) 委託料支出状況について  
適正に処理されていた。
- (2) 工事請負費支出状況について  
適正に処理されていた。

(揭示済)

農業委員会

宇治市農業委員会公告第9号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第4回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

令和5年9月22日

宇治市農業委員会

会長 吉田 利一

- 開会日時 令和5年9月29日 10時00分
- 開会場所 宇治市役所 8階 大会議室
- 付議事項
  - 1 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について
  - 2 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
  - 3 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
  - 4 専決事項の報告
  - 5 その他

(揭示済)

公営企業

宇治市上下水道事業公告第27号

宇治市排水設備指定工事業者の指定について

宇治市排水設備指定工事業者規程（平成24年宇治市水道事業管理規程第7号）第5条の規定により、宇治市排水設備指定工事業者を次のとおり指定したので、同規程第16条第1項の規定により公告します。

令和5年10月6日

宇治市長 松村 淳子

指定番号	指定工事業者名
第391号	株式会社芳田設備